

羽曳野市下水道事業経営戦略改定支援業務仕様書

1. 業務名

羽曳野市下水道事業経営戦略改定支援業務

2. 目的

本業務は、羽曳野市下水道事業における保有資産の更新需要や人口減少に伴う使用料収入の減少等、将来の事業環境を予測し、的確な原価の算定、投資・財源試算を行い、中長期的な視点に立って将来を見据えた事業の健全な継続経営を図るため、経営戦略を改定することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月13日まで

4. 対象事業

(1) 公共下水道事業

5. 計画期間

令和8年度～令和17年度までの10年間

6. 業務の内容

経営戦略を策定していくにあたり、本市における現状課題を踏まえ、客観的意見、専門的知識を交えた助言、内容の確認を行うとともに、投資・財政計画の試算の確認・検証、及び収支均衡を図った試算の確認・検証を行う。詳細は以下のとおり。

(1) 下水道事業等の経営状況の現状分析及び将来予測

本市における各種の経営指標等を用いた経営分析、課題の抽出を行う。

また、委託者において、処理区域内人口、有収水量、使用料収入、繰入金、経費回収率、起債残高（償還額）、その他投資財政計画の策定に必要な予測と分析を行うので、受託者はそれに対し、確認・検証を行う。

(2) 投資・財政計画の確認・検証

以下、ア、イ、ウについて、委託者において策定・算出するので、受託者は会計上の誤りがないか確認・検証を行い、適宜必要な助言を行うこと。また、委託者において、使用料改定の検討を10月上旬に行うため、8月末日までに策定・算出を行う。受託者は10月までに確認・検証を行うこと。

ア. 投資計画

現状の投資計画（ストックマネジメント計画、前回経営戦略での投資計画等）を踏まえ、現状資産の把握、将来予測を行い、投資額の目標設定を行ったところで投資計画を策定する。

イ. 財政計画

(1) の現状分析と将来予測、また、(ア) の投資計画を踏まえたところで、各事業の持続可能な経営目標を勘案しながら財政計画を策定する。

ウ. 収支均衡を図った収支計画の策定

収支計画における収支ギャップが生じた際は、それを解消するべく、使用料の改定などあらゆる策を講じて収支均衡を図った収支計画を策定する。なお、これら収支計画については、使用料改定を必要とする場合、基礎資料としても使用するため、当該計画においての改定率も併せて算出する。

(3) 経営の基本方針の策定に関する助言

本市における下水道事業等の現状や課題、投資財政計画を踏まえ、基本方針を策定するにあたっての助言を行う。

(4) 経営改善に関する助言及び目標値の提案

財務的にみた下水道事業等の課題を把握するとともに、「経営戦略ガイドライン」で示されている投資や財源等について検討が求められている取組内容について助言を行う。また、経営改善に向けた目標値の提案を行う。

(5) 経営戦略のとりまとめに関する助言

今回改定を行う経営戦略について、収支計画や現状分析、今後の課題、将来予測等を踏まえ、また、総務省の「公営企業の経営にあたっての留意事項」「経営戦略ガイドライン」「経営戦略策定・改定マニュアル」などを勘案しながら取りまとめに関し助言を行う。

(6) 経営戦略の作成

前項までで整理した事項をまとめた経営戦略及び概要版を作成する。なお、作成にあたっては図表や写真等を使用するなど、市民にも理解しやすくかつ親しみやすい表現としてまとめること。

7. 履行体制

担当技術者のうち少なくとも業務主任技術者1名は、公認会計士の資格を有し、地方公営企業の経営に関する専門知識と、下水道事業における経営戦略策定及び類似業務の実績を有する者を配置すること。

8. 協議・打ち合わせ

- ① 協議・打ち合わせは、必要に応じて適宜（業務着手、業務完了時、ほか4回程度を目安）行うものとし、対面を基本とするが、内容により、Web会議システム等の手段でも可能とする。この場合は、本市と受託者の間で協議し、手段を決定するものとする。
- ② 受託者は協議・打ち合わせには、業務主任技術者を出席させるものとする。
- ③ 受託者は協議・打ち合わせの都度、速やかに協議録を作成し、委託者へ提出するものとする。

9. 納品物について

本業務の納品物は、下記のとおりとする。

- ① 業務実施報告書
- ② 経営戦略
- ③ 経営戦略（概要版）
- ④ バックデータ等関連資料一式

※いずれの納品物も電子データのみで可とするが、②③に関しては直接印刷可能な解像度の完成形データ（PDF等）とする。

1 0．費用の負担

仕様書に記載されていない事項であっても、業務を遂行するにあたり必要な費用は、原則として受託者の負担とする。

1 1．法令等の遵守

業務を遂行するにあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1 2．秘密の保持

受託者は、本業務の実施により知り得た相手方の業務上の秘密に属する事項について、これを第三者に漏洩してはならない。本契約終了後であっても同様とする。

1 3．その他留意事項

- ① 本業務により作成された成果品及び過程のデータの所有権は、本市に帰属するものとする。受託者は本市の承諾なく成果品及び過程のデータにおける他人への閲覧、複写及び譲渡は禁止する。
- ② 業務完了後において、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は受託者の負担とする。
- ③ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市及び受託者双方協議の上、定めるものとする。